

# 生活便利手冊

(暮らしの便利帳)

多文化共生指南

(多文化共生ガイドブック)



小郡市  
(小郡市)

<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>

制作：2013年3月  
(作成：平成25年3月)

中文  
中国語

## 目 录

欢迎你来到小郡市  
小郡市的概略

<b>1 紧急状态！（须紧急救助的情况）</b>	
① 紧急状态！（犯罪、事件、事故、火灾、救护）	1
② 防备灾害（台风、地震）	3
③ 各种咨询窗口	5
<b>2 开始日本新生活所需手续</b>	
① 居民登记表、居民搬迁申报	9
② 印章登录	11
③ 在留日本所需手续	13
④ 须登记的情况（结婚、出生、离婚、死亡）	15
⑤ 国民健康保险、后期高龄者医疗	17
⑥ 年金、残疾人手册、残疾人医疗	19
⑦ 护理保险	21
⑧ 教育	23
⑨ 扔垃圾的分类、扔出方法	25
⑩ 使用上下水道、电气、瓦斯	27
⑪ 打电话、寄邮件、利用银行和邮局服务	29
<b>3 日常生活指南</b>	
① 健康生活	31
② 怀孕、生孩子、孩子的健康	33
③ 支援育儿、对单亲家庭等的医疗	35
④ 纳税、社区公交车	37
<b>4 使生活更加丰富多彩</b>	
① 小郡的观光景点	39
② 运动设施、文化设施	41
③ 小郡国际交流协会	43
<b>5 主要公共设施</b>	45
<b>6 图解地图</b>	49

## 目 次

小郡市へようこそ  
小郡市の概要

<b>1 紧急！（急いで助けてほしいとき）</b>	
① 紧急！（犯罪、事件、事故、火事、救急）	2
② 災害（台風、地震）に備えて	4
③ 各種相談窓口	6
<b>2 日本での新しい生活のために</b>	
① 住民票・住民異動届	10
② 印鑑登録	12
③ 在留のための手続き	14
④ こんなときにも届け出を（結婚・出産・離婚・死亡）	16
⑤ 国民健康保険・後期高齢者医療	18
⑥ 年金・障害者手帳・障害者医療	20
⑦ 介護保険	22
⑧ 教育	24
⑨ ごみの出し方	26
⑩ 上下水道・電気・ガスを使用するときは	28
⑪ 電話の利用、郵便の出し方、銀行・郵便局の利用	30
<b>3 毎日の暮らしの中で</b>	
① 健康な生活のために	32
② 妊娠したら・赤ちゃんが生まれたら・子どもの健康	34
③ 子育て支援・ひとり親家庭等医療	36
④ 税金・コミュニティバス	38
<b>4 生活を豊かにしよう</b>	
① 小郡市の見所	40
② スポーツ施設・文化施設	42
③ おごおり国際交流協会	44
<b>5 主な公共施設</b>	46
<b>6 イラストマップ</b>	50

## 欢迎你来到小郡市

该“生活便利手册”是为帮助外籍人士能在小郡市安心舒适地生活而编写了行政服务等各种信息。因为本手册只记载概略，关于详细内容请向所记载的有关部门或各机关询问。

此时，尽量请懂日语者帮你致电或与你同行来所询问。

## 小郡市的概略

小郡市位于福冈县的西南部、福冈市和久留米市之中间，西部与佐贺县接壤。全市东西约 6km、南北约 12km，其地形为南北长，面积 45.5km<sup>2</sup>。在市内中央部南北流经宝满川，除了标高 20~90m 的坡度小的北西部丘陵地带和以标高 130m 的花立山为主的东北部台地以外，大多部分是平地。

在交通方面，小郡市的西部有鸟栖连接点，九州高速公路和大分・长崎高速公路在此交叉。此外，本市的东部有大分高速公路的筑后小郡出入口，为九州地区交通重要地点。

铁道交通工具，在市内南北通行西铁电车天神大牟田线，东西通行甘木铁道的有轨公共汽车，小郡市是一座在铁道交通方面上也很方便的城市。

小郡市的地图（在福冈县内的位置）



## 小郡市へようこそ

この「暮らしの便利帳」は、外国人のみなさんが小郡市で安心して快適に暮らしていただけるように、行政サービスなどの情報をまとめたものです。概要です，詳しいことは、ご案内の担当課や各機関にお尋ねください。

この場合、できるだけ日本語のわかる方に電話してもらおうか、一緒にきてもらうようにしてください。

## 小郡市の概要

小郡市は、福岡県の南西部、福岡市と久留米市の間に位置し、西は佐賀県と接しています。地形は東西約6km、南北約12kmと南北に長く、面積は、45.5km<sup>2</sup>となっています。市の中央部を宝満川が南北に流れ、標高20~90mの緩やかな丘陵地がある北西部や標高130mの花立山を中心とした台地がある北東部を除くと大部分は平坦地となっています。

交通面では、小郡市の西に九州自動車道と大分・長崎自動車道が交差する鳥栖ジャンクションが、また、市の東部には、大分自動車道の筑後小郡インターチェンジがあり、九州地方の交通の要衝になっています。

鉄道交通機関は、南北方向に西鉄天神大牟田線、東西方向に甘木鉄道のレールバスが通っており、鉄道交通の上でも利便性に富んだ市となっています。

小郡市の地図（福岡県での位置）



## 1 緊急状态！（須緊急救助的情况）

### ①緊急状态！（犯罪、事件、事故、火灾、救护）

#### ○ 遭受犯罪侵害、事件、事故时 拨打 110

遭受被盗、被伤害等犯罪侵害或交通事故时，请立即拨打 110 报警察。

呼叫 110 时须提供下列信息：

- ① 情形类型（事故、强盗、打架）
- ② 发生时间、地点
- ③ 报警人的姓名、联系电话和地址

尤其遭受交通事故时，如果是小事故，也要拨打 110，或者与附近的警察署联系。此时，应记下对方的姓名、联系电话和地址、车号。

\*小郡警察署 电话：73-0110

#### ○ 发生火灾时拨打 119

发生火灾时拨打 119 后，大声喊“失火啦！”，通知周围的人。并要求邻居协助，进行初期灭火。冒烟很厉害或者火焰已到天棚时就无法灭火，请迅速避难。

呼叫 119 时须提供下列信息：

- ① 地址（发生火灾的地址）
- ② 报警人的姓名、电话号码
- ③ 附近的建筑物
- ④ 火灾情形

\*三井消防署 电话：72-5101

#### ○ 灭火器

使用灭火器，可有效扑灭初起火灾。平时就要掌握灭火器的使用方法。

#### ○ 患急病或受重伤，须紧急接受医生治疗时，直接拨打 119

患急病或受重伤，须紧急在医院接受治疗时，请拨打 119，呼叫急救车。但是，病状或受伤的症状轻，自己或有家族照料的情况下能去医院时，请勿呼叫急救车。

\*三井消防署 电话：72-5101

## 1 緊急！（急いで助けてほしいとき）

### ①緊急！（犯罪、事件、事故、火灾、救急）

#### ○ 犯罪や事件・事故にあったときは 110番へ

盗難、傷害などの犯罪や交通事故にあったときは、すぐに 110 番で警察に連絡してください。

110 番へ通報するときは、

- ① 何が起きたか（事故、強盗、喧嘩）
- ② いつ、どこで
- ③ 自分の氏名、連絡先

を伝えましょう。  
特に、交通事故の場合は、どんな小さな事故でも 110 番するか、近くの警察署に連絡しましょう。そのときは、相手の氏名、連絡先、車のナンバーを記録しましょう。

\*小郡警察署 TEL: 73-0110

#### ○ 火事が発生したら 119 番へ

火事の際は 119 番に電話し、大声で「火事だ！」と叫んで周囲に知らせましょう。また近所の人に協力を求め、初期消火に努めましょう。煙がひどいときや、炎が天井に回ったときは、消火は無理なので速やかに避難してください。

119 番へ通報するときは、

- ① 住所（火事の場所）
- ② 自分の氏名、電話番号
- ③ 近くの目標物
- ④ 火事の状況

を伝えましょう。

\*三井消防署 TEL: 72-5101

#### ○ 消火器

初期の消火には、消火器が有効です。日頃から、使い方を覚えておきましょう。

#### ○ 急病や大けがで急いで手当が必要なときは 119 番へ

急病や大けがなどで、急いで病院で手当が必要なときは、119 番で救急車を呼んでください。ただし、病状やけがの程度が軽く、自分や家族で病院に行けるときは、救急車は利用しないでください。

\*三井消防署 TEL: 72-5101



## 1 緊急状态！（须紧急救助的情况）

### ②防备灾害（台风、地震）

#### ○ 防备台风

在日本，8月至10月是台风季节。台风带来大风暴雨，经过附近时有可能遭遇浸水、毁屋等灾害。要注意视听电视或收音机的天气预报，掌握台风信息。

#### ○ 防备地震

在日本地震发生频繁。虽然其中多大部分规模较小，但是，近几年来也发生过大地震。发生地震时，为了尽量减轻损害，请注意下列事项。

- ① 先保护自身安全。（躲避在桌子下面等处。）
- ② 立即关火。
- ③ 将门打开，确保出口。
- ④ 失火时立即灭火。
- ⑤ 不要慌张地向外跑。
- ⑥ 不要靠近狭巷窄路、水泥块墙。
- ⑦ 务必注意山崩、断崖塌落。
- ⑧ 避难时要徒步。
- ⑨ 互相协助进行应急救护。
- ⑩ 务必掌握正确信息。

平时就要确认避难场所和避难路径。

#### ○ 防备灾害

防备突然遭遇台风、地震等灾害，平时就要准备下列紧急携带品。

- ① 手电筒
- ② 蜡烛
- ③ 收音机
- ④ 内衣
- ⑤ 饮用水、食物（2~3天用）
- ⑥ 医药品
- ⑦ 食器

\*有关灾害、防灾的咨询：  
市协调推进课 电话：72-2111



## 1 緊急！（急いで助けてほしいとき）

### ②災害（台風、地震）に備えて

#### ○ 台風に備えて

日本では、8月から10月にかけて台風シーズンとなります。台風は、強い風雨をとめない、近くを通過すると、浸水や建物の倒壊などの被害が出る場合があります。テレビやラジオなどで、天気予報をよく聞いて、台風情報に注意しましょう。

#### ○ 地震に備えて

日本は地震の多い国です。そのほとんどは小さなものですが、ここ数年、大きな地震もいくつか発生しています。地震が発生したときに、被害を少なくするために次のことに気をつけて行動しましょう。

- ① まず身の安全を図る。（テーブルの下などに身を伏せる。）
- ② すばやく火の始末をする。
- ③ ドアを開けて出口を確保する。
- ④ 火が出たら素早く消火する。
- ⑤ あわてて外に飛び出さない。
- ⑥ 狭い路地やブロック塀に近づかない。
- ⑦ 山崩れ、がけ崩れに注意する。
- ⑧ 避難は徒歩でする。
- ⑨ 協力しあって応急救護をする。
- ⑩ 正しい情報を知る。

また、日頃から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

#### ○ 災害に備えて

台風や地震などの突然の災害に備えて、次のような物を非常持出し品として準備しておきましょう。

- ① 懐中電灯
- ② ローソク
- ③ ラジオ
- ④ 下着
- ⑤ 飲料水、食糧（2~3日分）
- ⑥ 医薬品
- ⑦ 食器

\*災害、防災に関する問い合わせは  
市協働推進課 TEL: 72-2111



## 1 緊急状态！(須緊急救助的情况)

### ③-1 各种咨询窗口

#### ○一般咨询

团体名称	电话	受理时间	对应语言	咨询形态
(财)福冈县国际交流中心 国际广场	092-725-9200 <a href="https://www.kokusaihiroba.or.jp">https://www.kokusaihiroba.or.jp</a>	每天 10:00-19:00 (12月29日~1月3日除外)	日、英、中、 韩・朝语	面谈、电 话
(公财)福冈国际交流协会 彩虹广场	092-733-2220 <a href="http://www.rainbowfia.or.jp">http://www.rainbowfia.or.jp</a>	每日 10:00-20:00 休馆日：每月第三个周二 (7、8、12月除外) 以及 12月29日~1月3日	日、英、中、 韩・朝语	面谈、电 话

#### ○有关专门领域的咨询

内容	有关机关的名称	电话、网址	受理时间	对应语言	咨询形态
在留日本的手续 等	福冈入国管理局外国人 在留综合咨询中心	0570-013904 <a href="http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html">http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html</a>	周一~周五 8:30-17:15	日、英、中、 韩・朝、西班牙、 葡萄牙语	电话、面谈
	(财)福冈县国际交流中 心 (福冈县行政书士会)	092-641-2501	第4周六 13:00-16:00 (受理截止 15:30)	日、英、中 ※其他语种需 事先联系	面谈
	(公财)福冈国际交流协会 彩虹广场 (福冈县行政书士会)	092-733-2220	第2周日 13:00-16:00	日、英、中 ※其他语种需 事先联系	面谈
住址变更等	小郡市役所市民课	0942-72-2111	周一~周五 8:30-17:00	日语	面谈、电话
医疗信息	福冈县紧急医疗信息中 心	092-471-0099	24小时对应	日语	电话
法律咨询	天神律师中心 (福冈县律师会)	092-737-7555	第2,4周五 13:00-16:00 (每次限60分钟)	中：第2・4周 五 英：第4周五 ※根据需要配 备翻译员	面谈 (需预约)
	(公财)福冈国际交流协会 彩虹广场 (福冈县律师会)	092-733-2220	第1,3周六 13:00-16:00 (每次限45分钟)	日、英、中、其它 ※根据需要配 备翻译员	面谈 (需预约)

## 1 緊急！(急いで助けてほしいとき)

### ③-1 各種相談窓口

#### ○一般的な相談

団体名称	TEL,URL	受付時間	対応言語	相談形態
(財)福岡県国際交流センター こくさいひろば	092-725-9200 <a href="https://www.kokusaihiroba.or.jp">https://www.kokusaihiroba.or.jp</a>	毎日 10:00-19:00 (12月29日~1月3日を除く)	日、英、中、韓・ 朝	面談、電話
(公財)福岡国際交流協会 レインボープラザ	092-733-2220 <a href="http://www.rainbowfia.or.jp">http://www.rainbowfia.or.jp</a>	毎日 10:00-20:00 休館日：毎月第3火曜日 (7月、8月、12月を除く) ・12月29日~1月3日	日、英、中、韓・ 朝	面談、電話

#### ○専門分野に関する相談

内容	関係機関の名称	TEL,URL	受付時間	対応言語	相談形態
在留手続き等	福冈入国管理局外国人 在留総合インフォメー ションセンター	0570-013904 <a href="http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html">http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html</a>	月~金 8:30-17:15	日、英、中、韓・ 朝、西、葡	電話、面談
	(財)福岡県国際交流セ ンター (福岡県行政書士会)	092-641-2501	第4土曜 13:00-16:00 (受付 15:30まで)	日、英、中 ※他言語は事 前連絡が必要	面談
	(公財)福岡国際交流協会 レインボープラザ (福岡県行政書士会)	092-733-2220	第2日曜 13:00-16:00	日、英、中 ※他言語は事 前連絡が必要	面談
住所変更など	小郡市役所市民課	0942-72-2111	月~金 8:30-17:00	日	面談、電話
医療情報	福岡県救急医療情報セ ンター	092-471-0099	24時間体制	日	電話
法律相談	天神弁護士センター (福岡県弁護士会)	092-737-7555	第2,4金曜 13:00-16:00 (1回60分間)	中：第2,4金曜 英：第4金曜 ※必要に応じ 通訳手配	面談 (要予約)
	(公財)福岡国際交流協会 レインボープラザ (福岡県弁護士会)	092-733-2220	第1,3土曜 13:00-16:00 (1回45分間)	日、英、中、他 ※必要に応じ 通訳手配	面談 (要予約)

1 緊急状态！（须紧急救助的情况）

③—2 各种咨询窗口

人权咨询	小郡女性热线电话	092-513-7337 <a href="http://www.city.ogori.fukuoka.jp">http://www.city.ogori.fukuoka.jp</a>	周一~周五 10:00-17:00 (节日以及12月29日~1月3日除外)	日	电话
	(财)福冈县国际交流中心 (福冈法务局人权拥护部第1课)	092-725-9200 <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</a>	第2周六 13:00-16:00	日、英语	面谈
	亚洲女性中心 (Women's Hotline)	092-513-7333 <a href="http://www1.plala.or.jp/AWCenter">http://www1.plala.or.jp/AWCenter</a>	周一~周五 9:00~17:00	中、韩、菲律宾、泰、印度尼西亚语	电话
劳动条件	福冈劳动局监督科内 外国人劳动者咨询专区	092-411-4862	周一~周五 9:00-16:00	日、英语(英语限于周二、周四)	面谈、电话
全般劳动问题 (除职业介绍以外)	筑后劳动福祉事务所	0942-30-1034	周一~周五 9:00-17:00	日、英、中 ※根据需要配备翻译员	面谈、电话 (需预约)
健康咨询	(公财)福冈国际交流协会 彩虹广场	092-733-2220	每周三 17:00-19:00	日、英语	面谈
心里咨询	(公财)福冈国际交流协会 彩虹广场	092-733-2220	周一 (10:00-18:00) 周四 (10:00-12:30) 周六 (15:00-19:00) 第1・3周六 (16:15-19:00)	日、英语	面谈 (需预约)

1 緊急！（急いで助けてほしいとき）

③—2 各種相談窓口

人权相談	おごり女性ホットライン	092-513-7337 <a href="http://www.city.ogori.fukuoka.jp">http://www.city.ogori.fukuoka.jp</a>	月~金 10:00-17:00 (祝日、12/29~1/3除く)	日	電話
	(财)福岡県国際交流センター (福岡法務局人権擁護部第1課)	092-725-9200 <a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</a>	第2土曜 13:00-16:00	日、英	面談
	アジア女性センター (Women's Hotline)	092-513-7333 <a href="http://www1.plala.or.jp/AWCenter">http://www1.plala.or.jp/AWCenter</a>	月~金 9:00-17:00	中、韓、フィリピン、タイ、インドネシア	電話
労働条件	福岡労働局監督課内 外国人労働者相談コーナー	092-411-4862	月~金 9:00-16:00	日、英(英は火曜・木曜のみ)	面談、電話
労働問題全般 (職業紹介を除く)	筑後労働者支援事務所	0942-30-1034	月~金 9:00-17:00	日、英、中 ※必要に応じ通訳手配	面談、電話 (要予約)
健康相談	(公財)福岡国際交流協会 レインボープラザ	092-733-2220	毎週水曜 17:00-19:00	日、英	面談
心理カウンセリング	(公財)福岡国際交流協会 レインボープラザ	092-733-2220	月(10:00-18:00) 木(10:00-12:30) 土(15:00-19:00) 第1・3土曜 (16:15-19:00)	日、英	面談 (要予約)

## 2 开始日本新生活所需手续

### ①居民登记表、居民搬迁申报

#### (1) 从外国迁来小郡市时的住址变更

在日本逗留 90 天以上的外籍人士，接到地方入国管理局的登陆许可之后在 14 天之内需到居住地的市役所办理从外国迁入的登记手续（有关法律第 30 条第 46 款）。

持有入国管理局发行的“在留卡”者请携带在留卡、护照上盖有“后日交付”印者请携带护照来办理登记手续。

#### (2) 小郡市内的住址变更

从搬迁日算起 14 天之内需进行搬迁申报。所持的在留卡需要登记新的住址，请务必携带在留卡前来。另外，加入了国民健康保险者请一起携带保险证。

#### (3) 从日本国内其它市、区、町、村迁入小郡市时的住址变更

从搬迁日算起 14 天之内需进行搬迁申报。所持的在留卡需要登记新的住址，所以请务必携带在留卡等证件以及前居住地发行的迁出证明书前来。

#### (4) 获取新在留卡时的申报手续（在留资格取得申报）

外籍人士在获得 3 个月以上的在留资格、在入国管理局领取在留卡后，请务必携带在留卡到市役所办理申报手续。

#### ○ 从小郡市迁往市外时的住址变更

居住地迁往市外时需提前到小郡市市役所进行迁出申报。从迁出日算起 14 天前开始受理。请携带在留卡，加入了国民健康保险者外加保险证前来。

#### ○ 从小郡市去往国外时

从出国日算起 14 天前开始受理申报。去国外 1 年以上时，即使在入国管理局申请了“再入国许可”，也要到市役所进行申报。另外，出入境时须出示在留卡。

#### ○ 关于提交与户主关系的证明文件

外国籍的居民在办理（1）至（4）的手续、由两人以上构成同一户籍时，有可能需要提交下列文件。详细情况请向市民课咨询。

1. 本国政府机关发行的、可确认与户主关系的文件的原件（复印件不可）。
2. 第 1 条之文件的日语译文（在日语译文里请标明翻译者姓名）

※ 与户主关系的证明文件要向入国管理局和居住地的市町村政府两个机关提交，请注意。

\*有关居民登记表和居民搬迁申报的咨询：  
市民课 电话：72-2111

## 2 日本新的生活所在地

### ①住民票・住民異動届

#### (1) 国外からの小郡市への住所変更

日本に 90 日以上滞在する外国籍の人は、地方入国管理局より上陸許可を受けてから 14 日以内に居住地の市役所で国外からの転入（法 30 条の 46）の届出が必要となります。

入国管理局にて在留カードの発行を受けた方は在留カードを、パスポート上に「後日交付」印を受けた方はパスポートを持参して届出をしてください。

#### (2) 小郡市内での住所変更

異動日から 14 日以内での届出が必要となります。お持ちの在留カードに新住所を記載する必要がありますので、在留カードを必ずお持ち下さい。また、国民健康保険の保険証等（加入者のみ）をご一緒にお持ちください。

#### (3) 日本国内の他の市区町村からの小郡市への住所変更

異動日から 14 日以内での届出が必要となります。お持ちの在留カード等に新住所を記載する必要がありますので、在留カード等を前の住所地で発行した転出証明書と一緒に必ずお持ちください。

#### (4) 新たに在留カードを取得した際の届出（在留資格取得届）

外国人が 3 か月を超える在留資格を取得したことにより入国管理局で在留カードを取得した時は、市役所へ在留カードを必ずお持ちの上で届出をしてください。

#### ○ 小郡市から市外への住所変更

市外へ住所を変更する場合はあらかじめ小郡市役所での転出届が必要です。転出日の 14 日前から受け付けています。在留カード及び国民健康保険等の保険証（加入者のみ）をお持ちください。

#### ○ 小郡市から国外への出国

転出日の 14 日前から受け付けています。1 年以上国外へ出国する場合は、入国管理局で「再入国許可」を取得している場合でも、市役所への届出が必要になります。なお、お持ちの在留カードは、出入国の際に必要となります。

#### ○ 世帯主との関係を証明する書類の提出について

外国人住民の方が、(1)から(4)の届出をする際に複数の人と同一世帯をつくる場合は、次の書類の提出が必要となる場合があります。

詳しくは市民課にお尋ねください。

1. 本国の公的機関が発行した、世帯主との関係が確認できる書類の原本（コピーは不可です。）
2. 1 の書類の日本語訳文（日本語訳文は翻訳者の氏名を明記してください。）

※ 続柄を確認する書類は、入国管理局とお住まいの市町村の両方で提出する必要がありますのでご注意ください。

\*住民票・住民異動届に関する問い合わせは  
市民課 TEL：72-2111

### ②印章登录

#### ○ 印章登录

在日本，印章与签字同样有效。印章有“实印”（在官方登记的正式印章）和“认印”2种。

- 实印 使用于登记汽车或不动产、贷借款的保证、制作公正证书等重要契约。此时，需要准备所登记的印章（实印）和其登记证明书。
- 认印 是指实印以外的印章，可用于平时的各种合约、银行存款等方面。

#### ○ 印章登录的申请

每1个人可登录1个印章，并可登录的印章设计仅限于居民登记表上所登录的姓名，姓或、名以及由姓和名的一部分构成的组合。登录印章其它还有各种限制，制造实印时，先请在市民课确认。在登录时必须本人持能证明其身份的文件（在留卡）在市民课申请。印章登录完成后发给印章登录证。

#### ○ 印章登录证明书

请持印章登录证在市民课申请。除登录印章的本人以外的人来申请时，请持印章登录证和证明来者身份的文件（驾照等）。

\* 有关印章登录的咨询:

市民课 电话: 72-2111

### ②印鑑登録

#### ○ 印鑑登録

日本では、サインと同じように印鑑が用いられます。印鑑は実印（公的に登録された印鑑）と認印の2種類に分けられます。

- 実印 自動車の登録、不動産の登記、金銭の貸借の保証や公正証書の作成など重要な取引に使用されます。その際、登録された印鑑（実印）とその証明書が必要となります。
- 認印 実印以外の印鑑で、通常の契約書や銀行預金などに用いられます。

#### ○ 印鑑登録の申請

登録できる印鑑は1人1個で、住民票に記載されている氏名、氏もしくは名又は氏名の一部を組み合わせたものに限り、登録できる印鑑にはいろいろ制約がありますので、実印を作るときは、市民課で確認してください。登録の申請は、必ず本人が本人確認書類（在留カード）を持参して市民課で申請してください。

印鑑が登録されると印鑑登録証が交付されます。

#### ○ 印鑑登録証明書

印鑑登録証を持参して市民課に請求してください。印鑑を登録された本人以外が請求される場合は、印鑑登録証と窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。

\* 印鑑登録に関する問い合わせは

市民課 TEL: 72-2111

## 2 开始日本新生活所需手续

### ③在留日本所需手续

#### ○ 与在留管理有关的主要手续

- ・ 在留资格の取得
- ・ 再入国許可
- ・ 資格外活動許可
- ・ 在留期間の更新
- ・ 在留資格の変更
- ・ 与配偶者有关的申报

这些手续在福岡入国管理局办理。若有不明之处请向入国管理局咨询。

#### ○ 申请重发在留卡

出现下列情况须向福岡入国管理局申请重发在留卡。

- ・ 发生丢失、被盗或因灾失去等情况时：发现后 14 天以内。

需准备的材料：

- ・ 丢失、被盗时：由警察署发行的遗失物品受理证明书、被盗申报受理证明书
- ・ 因灾失却时：受灾证明书
- ・ 发生严重污损或损毁、IC 记录损毁时：尽快申报。

都需要下列东西

- ・ 证件照片（长 4cm×宽 3cm）
- ・ 护照

#### ○ 交还在留卡

- ・ 死亡
- ・ 加入日本国籍、向日本国籍的归化  
作上述户籍登记后，不要了的在留卡请交还福岡入国管理局。

#### ○ 福岡入国管理局

所在地：福岡市博多区下臼井 778-1  
福岡机场国内線第 3 候机楼内  
电话：092-623-2400

#### ○ 外国人在留综合服务中心

外国人及其在日的相关人员可用英、韩、中以及西班牙语等对入境和在留的有关手续进行咨询。

电话：0570-013904

#### ○ 办这些手续的方法在法务省入国管理局的网页上有详细介绍

该网页还有外语版，除英语外，还有韩、中、西班牙语、葡萄牙等语种。

法务省“出入境管理及难民认定法的相关手续”

[http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/t\\_main.html](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/t_main.html)

法务省入国管理局“各种手续指南”  
[http://www.moj.go.jp/tetsuduki\\_shutsunyukoku.html](http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html)

## 2 日本での新しい生活のために

### ③在留のための手続き

#### ○ 主な在留管理制度の提出について

- ・ 在留資格の取得
- ・ 再入国許可
- ・ 資格外活動許可
- ・ 在留期間の更新
- ・ 在留資格の変更
- ・ 配偶者に関する届出

これらの手続きは福岡入国管理局にて届出ください。わからないことやお尋ねは入国管理局にお問い合わせください。

#### ○ 在留カードの再交付申請

下記の場合には、福岡入国管理局に再交付を申請する必要があります。

- ・ 紛失、盗難、滅失の場合：事実を知った日から 14 日以内（準備するもの）
- ・ 紛失、盗難の場合：警察署で発行される遺失物受理証明書、盗難届受理証明書
- ・ 滅失の場合：り災証明書
- ・ 著しい汚損または毀損、IC 記録の毀損：できるだけ速やかに届ける  
共通して必要なもの
- ・ 証明写真（縦：4cm×横：3cm）
- ・ パスポート

#### ○ 在留カードの返却

- ・ 死亡
- ・ 日本国籍取得、日本国籍への帰化  
上記の戸籍届出により不要となった在留カードは福岡入国管理局に提出してください。

#### ○ 福岡入国管理局

所在地：福岡市博多区下臼井 778-1  
福岡空港国内線第 3 ターミナルビル内  
TEL: 092-623-2400

#### ○ 外国人在留総合インフォメーションセンター

外国人および在日関係者の方々への入国・在留に関する手続きの相談が英語のほか韓国語・中国語・スペイン語などの言語でできます。

TEL: 0570-013904

#### ○ これらの手続き方法は法务省入国管理局のホームページに詳しく掲載されています

こちらのホームページは外国語でも掲載されており、英語のほか韓国語・中国語・スペイン語・ポルトガル語に対応しています。

法务省「出入国管理及び難民認定法関係手続」

[http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/t\\_main.html](http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/t_main.html)

法务省入国管理局「各種手続案内」

[http://www.moj.go.jp/tetsuduki\\_shutsunyukoku.html](http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html)

## 2 开始日本新生活所需手续

### ④ 须登记的情况（结婚、出生、离婚、死亡）

#### ○ 结婚登记

结婚时需要准备下列资料。

- ① 具备结婚必要条件的证明书（由自国的政府机关或其驻日领馆等发行的文件。如国家不发行此类文件请向市民课咨询）
- ② ①项文件的日语译文（请在结尾处注明翻译者的地址、姓名并盖章。）
- ③ 国籍证明书（护照等）
- ④ 结婚申请书（需要2名成年证人的签字、盖章。）
- ⑤ 印章（如果本人的国家没有在文件上盖章的习惯，签字即可。）

所需文件因国家而异，请向市民课咨询。

#### ○ 出生登记

孩子出生时请在生后14天以内到市民课作出生登记。该孩子出生时父母（婚姻中）的任何一方具有日本国籍的情况下，可取得日本国籍。即使不取得日本国籍，在出生登记时也将填写居民登记表归档。

有关在留资格的详情请向入国管理局咨询。

#### ○ 离婚登记

居住日本的外籍人士和日本人配偶者可按照日本法律离婚。详情请向市民课咨询。

有关在留资格事宜请参阅上页“③在留日本所需手续”。

#### ○ 死亡登记

死亡时，请申报者在知情后7天以内到市民课作死亡登记。死亡者的国民健康保险证、印章登录证也请一并提交。

另外，与外国人结婚的，外国人在国外死亡时，请持该国政府机关发行的死亡证明书（需日语译文）到市民课办理手续。

有关在留卡的提交，请参阅上页“③在留日本所需手续”。

#### ○ 申报受理证明书的发给

需要结婚登记、出生登记、离婚登记、死亡登记等的申报完成证明书时，请向所申报的市（区町村）役所申请发给证明书。

\*有关登记结婚、出生、离婚、死亡的咨询：

市民课 电话：72-2111

（各自国家的有关手续请向领馆等咨询）

## 2 日本での新しい生活のために

### ④ こんなときにも届け出を（結婚・出産・離婚・死亡）

#### ○ 婚姻届

結婚をする場合は、次の書類が必要でず。

- ① 結婚要件具備証明書（本国の政府機関や日本にある自国の領事館などが発行するもの、発行していない国の場合は市民課に問い合わせください。）
- ② ①の日本語訳文（末尾に翻訳者の住所、氏名を記入し押印してください。）
- ③ 国籍証明書（パスポート等）
- ④ 婚姻届出書（成年2名の証人の署名、押印が必要です。）
- ⑤ 印鑑（書面に印鑑を押す慣行のない国の人は署名でも結構です。）

なお、国によって、添付書類が異なりますので、市民課に問い合わせてください。

#### ○ 出生届

子どもが生まれたときは、生まれた日から14日以内に出生届を市民課に出してください。出生時に両親（婚姻中）の片方が日本国籍を有している場合は日本国籍を取得できます。日本国籍を取得しない場合も、出生届を出すことで住民票が作成されます。

在留資格の申請などの詳しいことは、入国管理局に問い合わせてください。

#### ○ 離婚届

日本に居住している外国籍市民と日本人配偶者との離婚は、日本の法律により可能です。詳しくは市民課に問い合わせてください。

なお、在留資格に関する内容は、前ページの「③在留のための手続き」をご覧ください。

#### ○ 死亡届

死亡したときは、届出をする人は死亡の事実を知った日から7日以内に死亡届を市民課に出してください。死亡した人の国民健康保険証、印鑑登録証も併せて提出してください。

また、外国籍の人と結婚しており、外国籍の方が国外で死亡した場合は、本国の政府機関が発行した死亡証明書（日本語訳文が必要です。）を持って市民課で手続きをしてください。

なお、在留カードの提出については、前ページの「③在留のための手続き」をご覧ください。

#### ○ 届出受理証明書の交付

婚姻届、出生届、離婚届、死亡届などの届出をしたという証明書が必要なときは、届け出た市（区町村）役所に交付申請してください。

\*結婚・出産・離婚・死亡の届け出に関する問い合わせは

市民課 TEL: 72-2111

（本国での手続きについては領事館などに問い合わせください。）

### ⑤国民健康保険、后期高齢者医療

#### ○ 国民健康保険制度

居住在小郡市，并且未加入工作单位的公共医疗保险的所有的人都须加入国民健康保険。该制度以生病或受伤时能够安心接受医疗为目的而制定的。请在国民年金课申请加入。

#### ○ 不能加入国民健康保険的人

- ① 游客、居留期间在 3 个月以内的短期滞留者、外交官
- ② 工作单位的医疗保险加入者

#### ○ 退出

符合下列情况之一时，请在 14 天以内办理退出手续，并向国民年金课返还保险证。

- ① 加入工作单位的医疗保险时
- ② 从小郡市迁出时
- ③ 出国时
- ④ 死亡时

#### ○ 健康保険証

加入国民健康保険后发给健康保険証。在接受医生诊断时需要保险证，请用心保管使用。

#### ○ 国民健康保険税

是国民健康保険的重要财源，会充当支付医疗费等费用。国民健康保険税根据如下方法计算并合计。

- 所得比率額（按照各户口的所得计算）
- 平等比率額（计算各 1 户口的金額）
- 均等比率額（按照各户口的加入人数计算）

#### ○ 补助治疗费

利用国民健康保険接受诊察治疗时，仅需支付费用中的自己负担部分，剩下的部分由国民健康保険来负担。其它还提供如下补助。

- 出生孩子时补助 39 万日元（如属产科医疗补偿制度的补偿对象则为 42 万日元）。
- 死亡时作为丧葬费补助 3 万日元。

#### ○ 高額治疗费

疾病或受伤接受治疗时，付给医疗机构的部分负担金超过某一程度的情况下，通过申请可退还超过部分。

#### ○ 后期高齢者医療制度

在小郡市居住、年龄在 75 岁以上（有一定残疾者为 65 岁以上）者将加入后期高齢者医療（保険）。

\* 有关国民健康保険、后期高齢者医療咨询：

市国保年金課 电话：72-2111

### ⑤国民健康保険・後期高齢者医療

#### ○ 国民健康保険制度

小郡市にお住まいで、職場の公的医療保険に加入していない方は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。この制度は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう医療費の負担を軽くすることを目的にしています。

国保年金課で加入の手続きをしてください。

#### ○ 国民健康保険に加入できない人

- ① 旅行者や 3 か月以下の短期滞在者、外交官
- ② 職場の医療保険に加入している人

#### ○ 脱退

次の項目に該当する場合は、14 日以内に脱退手続きを行い、国保年金課に保険証を返してください。

- ① 職場の医療保険に入ったとき
- ② 小郡市から転出するとき
- ③ 出国するとき
- ④ 死亡したとき

#### ○ 健康保険証

国民健康保険に加入すると、健康保険証が交付されます。保険証は医師の診察を受けるときに必要ですので、大切に取り扱いましょう。

#### ○ 国民健康保険税

国民健康保険の重要な财源で、医療費などの給付の費用に充てられます。国民健康保険税は次の計算の合計によります。

- 所得割額（各世帯の所得に応じて計算）
- 平等割額（1 世帯いくらと計算）
- 均等割額（各世帯の加入者数に応じて計算）

#### ○ 療養の給付

国民健康保険で診療を受けたときは、自己負担分を支払うだけで、残りは国民健康保険が負担します。その他、次の給付があります。

- 出産したときは 39 万円（産科医療補償制度の補償対象となる出産の場合は 42 万円）が支給されます。
- 死亡したときは葬祭費として 3 万円が支給されます。

#### ○ 高額療養費

病気やケガの治療で、医療機関に支払う一部負担金がある一定の金額を超えた場合、申請により払い戻される制度があります。

#### ○ 後期高齢者医療制度

小郡市にお住まいで 75 歳以上（一定の障害者は 65 歳以上）の方は、後期高齢者医療に加入することになります。

\* 国民健康保険・後期高齢者医療に関する問い合わせは

市国保年金課 TEL: 72-2111

## 2 开始日本新生活所需手续

### ⑥年金、残疾人手册、残疾人医疗

#### ○ 年金制度

年金制度针对老龄、残疾、死亡及时支付所必要的年金而制定，以使国民生活保持稳定。

年金有国民年金和厚生年金。与国籍无关，居住日本的20岁以上、未满60岁的所有人都须加入公共年金制度。加入时请到国保年金课办理手续。

#### ○ 年金的种类

在下列所示的情况下支付年金。

- 老龄基础年金 保险费的缴纳期间已有25年以上者到达65岁时
- 残疾基础年金 缴纳保险费的期间已超过某一定期间者因疾病或受伤而留下某一定程度以上的残疾时
- 遗族基础年金 加入了国民年金或拥有老龄基础年金领取资格的人死亡时（靠该死亡者维持生活，并有18岁以下的孩子的妻子或是18岁以下的孩子可领取年金。）

必须具备规定的领取条件，详情请向国保年金课咨询。

#### ○ 退出金

满6个月以上国民年金保险费缴纳者，并且没有权利领取年金的外籍人士由于归国等原因失去了被保险者的资格时，在归国后2年以内申请的情况下，支付退出金。

\*有关国民年金的咨询：

市国保年金课 电话：72-2111

\*有关厚生年金的咨询

久留米年金事务所 电话：33-6206

#### ○ 残疾人手册制度

属下列情况者可领取相应的残疾人手册。

- 身体残疾者手册 因伤病造成身体残疾、根据指定医师的诊断判定为身体残疾者。
- 疗育手册 在发育期（约18岁左右）出现智力功能障碍，被判定为智力残疾者。
- 精神保健福利手册 精神病患者中，由于其病患，在社会生活和日常生活中长期受到相当大的限制，经医师诊断判定为精神残疾者。

\*有关残疾人手册的咨询

市福祉课 电话：72-2111

#### ○（重度）残疾人医疗

因伤病留下一定程度以上残疾时，医疗费用的自己负担部分可获补助。但有收入限制。

\*有关（重度）残疾人医疗的咨询

市国保年金课 电话：72-2111

## 2 日本での新しい生活のために

### ⑥年金・障害者手帳・障害者医療

#### ○ 年金制度

年金制度は、老齢、障害、死亡に関して必要な年金を支給することで生活の安定を図ることを目的としています。

年金には、国民年金や厚生年金保険があります。国籍に関係なく日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方が公的年金制度に加入しなくてはなりません。国民年金の加入手続きは国保年金課で行います。

#### ○ 年金の種類

次のような年金が支払われます。

- 老齢基礎年金 保険料の納付期間が25年以上ある人が、65歳になったとき
- 障害基礎年金 一定期間以上保険料を納めている人が病気やケガで一定以上の障害が残ったとき
- 遺族基礎年金 国民年金の加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき（その人に生計を維持されていた18歳までの子のある妻、または18歳までの子に支給されます。）

一定の受給条件を満たしていることが必要ですので、詳しくは国保年金課までお尋ねください。

#### ○ 脱退一時金

6か月以上国民年金の保険料を納めた場合で、年金を受ける権利がない外国籍の市民が帰国などで被保険者の資格を喪失したときは、帰国後2年以内に請求を行えば、脱退に伴う一時金が支給されます。

\*国民年金に関する問い合わせは

市国保年金課 TEL: 72-2111

\*厚生年金に関する問い合わせは

久留米年金事務所 TEL: 33-6206

#### ○ 障害者手帳制度

次のような場合、各障害者手帳の交付を受けることができます。

- 身体障害者手帳 ケガや病気により身体に障害がある人で、指定医師の診断を基に身体障害者の認定を受けた場合。
- 療育手帳 知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、知的障害の判定を受けた場合。
- 精神保健福祉手帳 精神疾患がある人のうち、その障害のために長期にわたり社会生活及び日常生活に相当な制限を受ける方で、医師の診断を基に精神障害者の認定を受けた場合。

\*障害者手帳制度に関する問い合わせは

市福祉課 TEL: 72-2111

#### ○（重度）障害者医療

病気やケガで一定以上の障害が残ったから、病院での自己負担が助成されます。ただし、所得制限があります。

\*（重度）障害者医療に関する問い合わせは

市国保年金課 TEL: 72-2111

### ⑦ 护理保险

#### ○ 护理保险制度

护理保险是指因卧床不起或痴呆症而需要护理或支援日常生活时，可利用所需护理服务的制度。在小郡市内拥有住所、合法居住超过3个月的40岁以上者需加入护理保险（未满65岁者要先加入日本公共医疗保险）。

65岁以上者请在护理保险课办理手续。

#### ○ 申请需要护理的认定

利用护理服务时，先要得到需要护理的认定。请向护理保险课申请。原则上在30天以内通知结果。

认定是否需要护理时，先判定需要护理的程度（要护理度）。根据需要护理的程度来确定能利用家庭护理的金额和住进设施时的服务金额。

- 利用者负担护理保险的利用服务额的100分之10。
- 在100分之10的负担金额过大的情况下，支付高额护理费。
- 所利用的服务金额超过能利用的范围时，超过部分由利用者来负担。

#### ○ 服务内容

##### ① 家庭服务

- 访问家庭提供服务
- 到设施当天来回（夜晚不住设施）
- 短期住进设施的服务
- 福祉用品的出借和购买、房屋的改修

##### ② 设施服务

- 特别养护养老院
- 老人保健设施
- 配备足够的护理职员的医院

##### ③ 贴近地域型服务

- 小规模多功能型家庭护理
- 痴呆症对应型共同生活护理（集团家庭）
- 到痴呆症对应型设施去接受护理
- 24小时对应的访问照看和护理

#### ○ 护理保险费

护理保险费会被拨充护理费的支付，是护理保险的重要财源。65岁以上者根据收入确定保险费。从40岁以上至65岁为止的人作为所加入的公共医疗保险费的一部分缴纳。

\*有关护理保险的咨询:

市护理保险课 电话: 72-2111

### ⑦ 介護保険

#### ○ 介護保険制度

介護保険は、ねたきりや認知症で介護や日常生活の支援が必要となった場合に、必要な介護サービスが利用できる制度です。適法に3か月を超えて在留する40歳以上の方で小郡市内に住所を有すると認められる人は介護保険に加入することとなります。（ただし、65歳未満の方は日本の公的医療保険に加入していること）

65歳以上の方は、介護保険課で手続きをしてください。

#### ○ 要介護認定の申請

介護サービスを利用するためには、要介護認定を受けることが必要です。介護保険課に申請してください。原則として30日以内に結果を通知します。

要介護認定では、介護がどれくらい必要か（要介護度）を判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や施設に入った場合のサービスの額が異なります。

- 利用者は、介護保険のサービス利用額の1割を負担します。
- 1割の負担が高くなりすぎる場合は、高額介護サービス費が支給されます。
- 利用できる金額を超えるサービスを受けた場合は、利用者負担となります。

#### ○ サービス内容

##### ① 在宅サービス

- 家庭を訪問するサービス
- 日帰りで通うサービス
- 施設への短期入所サービス
- 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

##### ② 施設サービス

- 特別養護老人ホーム
- 老人保健施設
- 介護職員が手厚く配置された病院

##### ③ 地域密着型サービス

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 認知症対応型通所介護
- 24時間対応訪問介護・看護

#### ○ 介護保険料

介護保険料は、介護費の給付の費用に充てられ、介護保険の重要な財源になります。65歳以上の方は、収入等に応じて保険料が決定されます。40歳以上65歳までの方は、加入している公的医療保険の保険料の一部として納入していただきます。

\*介護保険に関する問い合わせは

市介護保険課 TEL: 72-2111

## 2 开始日本新生活所需手续

### ⑧教育

#### ○ 日本の学校教育制度

日本学校的基本制度为小学6年、初中3年、高中3年、大学4年。学校在4月份开新的学期，在第二年的3月份结束1学年。小学和初中是义务教育。上小学的对象为在当年4月1日以前已满6周岁的儿童。

#### ○ 幼稚園

市内共有2处市立幼稚園，可放4、5岁的儿童。各幼稚園每年在10月中旬开始接受下一年度（从4月份开始）的入园申请。

#### ○ 上小学、初中

外籍儿童没有就学义务。但是，也可上市立小学或初中，希望者请向教育委员会教务课咨询。

- 预计小学毕业的儿童可上初中。
- 市立小学和初中的学费、课本为免费。学校饮食、郊游、学习用品等收费。
- 希望上私立学校时请向各私立学校直接申请。

\*有关教育的咨询:

小郡市教务课 电话: 72-2111

## 2 日本での新しい生活のために

### ⑧教育

#### ○ 日本の学校教育制度

日本の学校は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年等の制度があります。学校は4月に始まり、翌年の3月で1学年が終了します。小学校と中学校は義務教育です。小学校の入学はその年の4月1日までに満6歳になる児童が対象となります。

#### ○ 幼稚園

市内には2か所の市立幼稚園があり、4、5歳児を受け入れています。毎年10月中旬頃からそれぞれの幼稚園で、翌年度（4月から）の園児の入園受付を行います。

#### ○ 小学校・中学校への就学

外国籍の方は、就学の義務はありませんが、市立の小・中学校への入学・編入も可能なので、希望される方は教育委員会教务課でご相談ください。

- 中学校への入学は、小学校を卒業見込みの方です。
- 市立の小・中学校では、授業料や教科書などは無料ですが、給食、遠足、学用品などの費用がかかります。
- 私立学校へ入学・編入したい場合は、各私立学校に直接申し込んでください。

\*教育に関する問い合わせは  
市教務課 TEL: 72-2111



### ⑨ 扔垃圾的分类、扔出方法

#### ○ 可燃垃圾

- 在收集日早上7点前扔出。
- 使用指定的垃圾袋。
- 食用油：用纸类吸干后放在垃圾袋。
- 厨房垃圾：先充分甩去水分后放在垃圾袋。
- 旧纸、旧布类都在收集回收垃圾日扔出。

#### ○ 不燃垃圾

- ① 不燃物类
  - 使用指定的垃圾袋。
  - 铝罐、钢罐：分别回收。
  - 喷雾罐：打通洞孔后清空里面的气体，然后扔出。
  - 油罐：全部用完罐内的油后扔出。
  - 荧光灯：放在购买时的箱子里扔出。
  - 菜刀、玻璃：用纸类包好后扔出。
- ② 瓶类
  - 使用指定的垃圾袋。
  - 完全用完瓶内的东西，并除去瓶盖后扔出。

#### ○ 大型垃圾

- 请贴上大型垃圾标签后扔出。扔出大型垃圾时，须在收集日的5天以前预约。
- 预约处 共荣资源管理中心小郡  
电话：73-0339

#### ○ 垃圾袋和大型垃圾标签的出售点

- 垃圾袋和大型垃圾标签在回收利用协作店（便利店、超市等）有售。
- 详情请参阅垃圾回收日历中的一览表。

#### ○ 特定家用电器（空调、电冰箱、电视机、电冰箱、洗衣机、衣服干燥机）

这些家电不能在普通收集日扔出。请委托电器销售店回收（收费）。

#### ○ 电脑

不能在普通收集日扔出。请委托电脑制造商回收。

#### ○ 垃圾的分类收集

小郡市为了环保和减少垃圾，进行分类收集。  
空罐、PET瓶、发泡塑料盘、纸装、旧纸类、旧布类等请分类后遵守指定场所和时间扔出。

#### ○ 垃圾收集日程表

小郡市政府向每户发给垃圾收集日程表。提供每个地区的垃圾扔出规则之简易说明。若没有，请向生活环境课索取（免费）。

\* 有关扔出垃圾的咨询：  
市生活环境课 电话：72-2111

### ⑨ ごみの出し方

#### ○ 燃えるごみ

- 収集日当日の朝7時までに出す。
- 指定のごみ袋に入れて出す。
- 食用油は紙に染み込ませて出す。
- 生ごみは水をよく切って入れる。
- 古紙・古布は、リサイクルに回す。

#### ○ 燃えないごみ

- ① 不燃物類
  - 指定のごみ袋に入れて出す。
  - アルミ缶・スチール缶は分別収集へ。
  - スプレー缶は、穴をあけて出す。
  - オイル缶等は中身を使い切って出す。
  - 蛍光灯類は買ったときの箱に入れて出す。
  - 包丁やガラスは、紙に包んで出す。
- ② ビン類
  - 指定のごみ袋に入れて出す。
  - ビンの中身、フタは取って出す。

#### ○ 粗大ごみ

粗大ごみは、粗大ごみシールを貼って出してください。粗大ごみの収集は、収集日の5日前までに、予約が必要です。  
予約先 共栄資源管理センター小郡  
TEL: 73-0339

#### ○ ごみ袋、粗大ごみシールの購入先

ごみ袋、粗大ごみシールは、リサイクル協力店(コンビニエンスストア・スーパー等)で販売しています。  
詳しくは、ごみ収集カレンダーに一覧表がありますので、ご覧下さい。

#### ○ 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）

これらの品目は、普通の収集には出すことができません。家電を購入したお店で引き取ってもらいましょう（有料）。

#### ○ パソコン

普通の収集には出せません。メーカーに回収してもらってください。

#### ○ ごみの分別収集

小郡市では、環境保全やごみ減量化のために、分別収集を行っております。  
空き缶、ペットボトル、トレー、紙パック、古紙・古布などは、決められた場所、時間に分別して出してください。

#### ○ ごみ収集カレンダー

小郡市では、ごみ収集カレンダーを各戸に配布しています。地域ごとのごみの出し方について、カレンダーでわかりやすく書いてあります。持っていない方は、無料で配布しますので、生活环境課まで請求してください。

\* ごみの出し方に関する問い合わせは  
市生活环境課 TEL: 72-2111



## ⑩使用上下水道、电气、瓦斯

### ○ 上水道

要使用上水道时，请事先与三井水道企业团联系。

根据2个月的使用量缴纳水道费。利用户头转帐方式，方便省事。

水道工程、供给热水器连接工程等都必须委托指定工程商进行。请向三井水道企业团咨询。

\*三井水道企业团 电话: 72-5106

### ○ 下水道

在初次使用下水道前，请向下水道课提出申请。并且，由于迁出而停止使用下水道的情况下须事先提出废除申请。

根据2个月的使用量缴纳下水道费。利用户头转帐方式，方便省事。

冲水厕所的改造工程等都须委托市政府指定的工程商进行。请向下水道课咨询。

\*小郡市水道课 电话: 72-2111

### ○ 电气

在日本使用100伏电压。九州的频率为60赫兹。请在使用电器前确认与该地区的电气规格合适与否。

开始使用电气时，请确认在断路器或计价器处设置的信封里的文件内容，然后与九州电力甘木营业所联系。

\*九州电力甘木营业所  
电话: 0120-986-208

### ○ 瓦斯

根据居住地区，分别供给管道煤气和丙烷气的两种瓦斯。管道煤气和丙烷气的瓦斯器具规格也有所不同，请在使用之前确认。

关于管道煤气，请向筑紫煤气公司咨询。关于丙烷气，请向附近的丙烷气供应商咨询。

\*筑紫煤气公司  
电话: 092-923-3111

## ⑩上下水道・電気・ガスを使用するときは

### ○ 上水道

上水道を使用したいときは、事前に三井水道企业团にご連絡ください。

水道使用料は2か月分の使用水量に応じてお支払いいただきます。便利な口座振替をご利用ください。

水道の工事、給湯器具接続工事などは、指定工事店以外の店ではできませんので、三井水道企业团にお尋ねください。

\*三井水道企业团 TEL: 72-5106

### ○ 下水道

下水道を新たに使用されるときは、開始届を下水道課に出してください。また、転居により、下水道を使用しなくなるときは廃止届の届出が必要です。

下水道使用料は2か月分の使用水量に応じてお支払いいただきます。便利な口座振替をご利用ください。

水洗トイレの改造などの工事は、市指定の工事店以外の店ではできませんので、下水道課にお尋ねください。

\*市下水道課 TEL: 72-2111

### ○ 電気

日本の電圧は100ボルトです。周波数は、九州は60ヘルツです。電気器具を使用する前に、この地域の電気の規格に合っているかどうか確認してください。

電気の使用を開始したいときは、ブレーカーかメーターのところについている封筒を確認のうえ、九州電力甘木営業所にご連絡ください。

\*九州電力甘木営業所  
TEL: 0120-986-208

### ○ ガス

ガスは、住んでいる区域によって、都市ガスとプロパンガスに分かれます。ガス器具も都市ガスとプロパンガスでは規格が違うので使用の際はご確認ください。

都市ガスについては、筑紫ガスに、プロパンガスについては、お近くのプロパンガス業者にお尋ねください。

\*筑紫ガス TEL: 092-923-3111

## 2 开始日本新生活所需手续

### ⑪打电话、寄邮件、利用银行和邮局服务

#### ○ 公用电话

公用电话设置在车站、商店门口处、公共设施内等场所，拨打时使用硬币或电话卡。

#### ○ 国内邮件

普通明信片最低价格为 50 日元，信函最低价格为 80 日元，可寄到日本全国各地。邮件资费根据信函的大小和重量计算。

#### ○ 国外邮件

国际邮件有航空邮件和水陆路邮件的两种。邮件资费根据邮件的大小、重量及寄达地计算。明信片为 70 日元，可寄到全球各地。

#### ○ 国内包裹

深、高、宽的合计在 1.7m 以内，并且重量在 30kg 以内的邮件可当作包裹邮寄。详情请向邮局咨询。

#### ○ 国际包裹

国际包裹有航空邮件和水陆路邮件的两种。

邮件资费和邮件大小限制根据寄达地决定。详情请向邮局咨询。

\*小郡邮局 电话: 72-4494

#### ○ 利用银行和邮局服务

银行和邮局办理的服务内容有：存款、寄款、电气费和瓦斯费等公共事业费的自动转帐、信用卡的支付等。

若要利用这些服务，需首先开户。开户时需准备在留卡和印章。

#### ○ 银行和邮局等的存折或现金卡遗失时

去开户银行或邮局等申报。此外还要报告警察署。

## 2 日本での新しい生活のために

### ⑪電話の利用、郵便の出し方、銀行・郵便局の利用

#### ○ 公衆電話

公衆電話は、駅や商店の店頭、公共施設などにあります。硬貨やテレホンカードを使って使用できます。

#### ○ 国内郵便

普通はがきは 50 円、封書は 80 円からで日本全国に送ることができます。料金は、手紙の大きさ、重さで決まります。

#### ○ 国際郵便

国際郵便は、航空郵便と船便郵便があります。料金は大きさ、重さ、送り先によって決まります。はがきは 70 円で世界各国に送ることができます。

#### ○ 国内小包

縦・横・高さの合計が 1.7m 以内で、重さが 30kg 以内であれば、小包として送ることができます。詳しくは、郵便局にお尋ねください。

#### ○ 国際小包

国際小包は、航空便、船便があります。料金や送ることのできる大きさは、送り先によって決まります。詳しくは、郵便局にお尋ねください。

\*小郡郵便局 TEL: 72-4494

#### ○ 銀行・郵便局のサービス

銀行や郵便局では、預金や送金、電気、ガス代などの公共料金の自動引落し、クレジットカードの代金支払いなどのサービスを行っています。

このようなサービスを利用するためには口座を開設する必要があります。口座開設には、在留カード、印鑑が必要となります。

#### ○ 銀行・郵便局などの通帳・カードを紛失した時

開設している銀行・郵便局などに届け出る。また、警察署に届け出る。

### 3 日常生活指南

#### ①健康生活

##### ○ 发给健康手册

对40岁以上者发给健康手册。是记录健康咨询、健康检查的重要手册。

##### ○ 健康咨询

保健师或营养管理士在健康课接受健康咨询。请随便来咨询。

##### ○ 健康检查

健康课实施癌病等的健康诊察。根据癌病的种类，其对象年龄有所不同。对对象者邮寄集团检查的申请书。健康检查希望者请提出申请书。约在检查日的2周前邮寄受诊单。检查项目的详情请向健康课咨询。

\*有关健康咨询、健康检查的咨询

小郡市健康课 电话: 72-2111

##### ○ 综合保健福祉中心“ASUTERASU”

“ASUTERASU”是为了增进市民的健康、推进福祉而建设的设施。设有增进健康、恢复精神所需的各种设备。并且，提供志愿活动参与者交换信息的场所。

该设施有下列设备。

- 健康诊察、检查区  
多功能大厅、诊察室
- 增进健康区  
健身室、增进健康游泳池、烹调实习室
- 研修区  
电化教室、日式室、会议室、研修室
- 福祉志愿活动区  
残疾人生活支援中心、志愿活动信息中心
- 温泉区  
大浴池、露天浴池、家属浴池、音乐修养室、交流广场、娱乐室

\*小郡市综合保健福祉中心“ASUTERASU”

电话: 72-6666

### 3 毎日の暮らしの中で

#### ①健康な生活のために

##### ○ 健康手帳の交付

40歳以上の人に健康手帳を交付しています。健康手帳は、健康相談や健康診査の記録として大切なものです。

##### ○ 健康相談

健康課では、保健師や管理栄養士が健康の相談に応じています。お気軽にご相談ください。

##### ○ 健康診査

健康課では、がん等の健康診査を実施しています。がん等の種類により対象年齢は異なりますが、対象者には集団検診の申込書を郵送します。受診希望者は申込書を提出ください。受診票を検診日の約2週間前に送付します。詳しい検査の内容等については、健康課へお尋ねください。

\*健康相談、健康診査に関する問い合わせは

市健康課 TEL: 72-2111

##### ○ 総合保健福祉センター「あすてらす」

「あすてらす」は、市民の健康と福祉の向上を図るための施設です。健康増進、リフレッシュのための設備が整っています。またボランティア活動等に携わる人たちの情報交換の場にもなっています。

施設の内容は次のとおりです。

- 健診・検診ゾーン  
多目的ホール、検診室
- 健康増進ゾーン  
トレーニング室、健康増進プール、調理実習室
- 研修ゾーン  
視聴覚室、和室、会議室、研修室
- 福祉ボランティアゾーン  
障害者生活支援センター、ボランティア情報センター
- 温泉ゾーン  
大浴場、露天風呂、家族風呂、音楽教養室、交流プラザ、娛樂室

\*小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」 TEL: 72-6666



## ②怀孕、生孩子、孩子的健康

### ○ 母子健康手帳

母子健康手帳は记录母亲在分娩前后的健康状态、婴儿发育健康状态、预防接种等的重要手册。在综合保健福祉中心“ASUTERASU”发给。

发给日时 周二～周五（节日除外）  
上午 9:00～上午 11:30

所需资料 怀孕申报书

### ○ 母子健康咨询

保健师或营养管理士接受发育和健康的有关咨询。严守私人秘密，请随便来咨询。

地点 小郡市健康咨询室（ASUTERASU 内）

日时 周一～周五（节日除外）  
上午 9:00～下午 4:30

### ○ 母子健康教室

在“ASUTERASU”实施如下健康教室。

- 欢迎小宝宝教室  
以孕妇和其家属为对象进行演讲、交流会、沐浴实习等活动。
- 断奶食品教室  
以生后 4 个月～1 岁婴儿和其家属为对象进行演讲、试尝断奶食品、营养咨询等活动。

### ○ 孕妇、新生儿访问指导

以生后未到 2 个月的婴儿和其母亲为对象进行访问指导活动。请向健康课提出母子手帐另册的出生联络票。

### ○ 乳幼児健康診察

以乳幼児为对象实施下列健康診察。对对象者个人进行通知。

- 4 个月婴儿健康检查
- 10 个月婴儿健康检查
- 1 岁 6 个月婴儿健康检查
- 3 岁 1 个月婴儿健康检查

### ○ 儿童的预防接种

实施小儿麻痹、卡介苗、破伤风、白喉、百日咳、麻疹、风疹和日本脑炎等预防接种。对规定年龄范围内的儿童免费实施。实施日期等具体内容请向健康课咨询。

\* 有关怀孕、出生、儿童健康的咨询：  
市健康课 电话：72-2111

### ○ 婴幼儿医疗

孩子从出生后至满 6 岁后的第一个 3 月 31 日为止（小学入学前的儿童），医疗费中自己负担的部分可获补助。但 3 岁以上儿童的家庭根据收入有一定的限制。

\* 有关婴幼儿医疗的咨询  
市国保年金课 电话：72-2111

## ②妊娠したら・赤ちゃんが生まれたら・子どもの健康

### ○ 母子健康手帳

母子健康手帳はお母さんの産前・産後の健康状態の記録や、生まれてくる赤ちゃんの发育や健康診査、予防接種などを記録する大切なものです。総合保健福祉センター「あすてらす」で交付しています。

• 交付日时 火曜～金曜（祝日を除く）  
午前 9 時～午前 11 時 30 分  
• 必要なもの 妊娠届出書

### ○ 母子健康相談

保健师や管理栄養士が发育や育児に関する相談に応じています。秘密は厳守しますので、お気軽に相談ください。

• 会場 市健康課相談室（あすてらす内）  
• 日时 月曜～金曜（祝日を除く）  
午前 9 時～午後 4 時 30 分

### ○ 母子健康教室

次の健康教室を、あすてらすで実施しています。

- ようこそ赤ちゃん教室  
妊娠中の人とその家族を対象。講話、交流会、沐浴実習など
- 離乳食教室  
生後 4 か月～1 歳児とその家族を対象。講話、離乳食の試食、栄養相談など

### ○ 妊産婦・新生儿訪問指導

生後 2 か月までの赤ちゃんとお母さんに訪問指導を行っています。母子健康手帳の出生連絡票を健康課に提出してください。

### ○ 乳幼児健康診査

乳幼児に次の健康診査を実施しています。対象者には個人通知いたします。

- 4 か月児健康診査
- 10 か月児健康診査
- 1 歳 6 か月児健康診査
- 3 歳 1 か月児健康診査

### ○ 子どもの予防接種

ポリオ、BCG、破傷風、ジフテリア、百日咳、麻疹、風しん、日本脳炎などの予防接種を実施しています。対象年齢内の接種は無料です。実施時期などの詳しい内容は健康課にお尋ねください。

\* 妊娠、出産、子どもの健康に関する問い合わせは  
市健康課 TEL: 72-2111

### ○ 乳幼児医療

出生～6 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（小学校就学前の児童）は、病院での自己負担分が助成されます。ただし、3 歳以上は所得制限があります。

\* 乳幼児医療に関する問い合わせは  
市国保年金課 TEL: 72-2111



### ③支援育儿、对单亲家庭等的医疗

#### ○ 保育所

对家长由于工作或生病等原因而无法白天在家里保育的儿童在保育所进行保育。

市内共有3处市立保育所、9处私立保育园，对上学前的儿童进行保育。

#### ○ 学童保育所

学童保育所对白天父母不在家的小学1~3年级的儿童提供代替家庭的空间，并健全培育他们的设施。

- 放学后保育 从放学后至下午5点  
(暑假、寒假、春假、学校代休日  
从上午8点半~下午5点)
- 延长保育 下午5点~下午7点
- 休息日 周日、节日、8月13日~15日、12月29日~1月3日

#### ○ 儿童补助

对儿童抚养者给予补助，直至该童满15岁后的第一个3月31日(初中毕业前)为止。但是，收入所得在超过限额以上者为特例补助。

#### ○ 儿童抚养补助

在家里没有父亲或母亲，或者父亲或母亲有一定的残疾等情况下，儿童的抚养者可得补助，直至孩子满18岁那一年的年度末为止(有残疾时至不满20岁为止)。但是，领取公共年金或前一年的所得超过规定金额时不能领取。

#### ○ 特别儿童抚养补助

对未满20岁残疾儿童的抚养者提供补助(残疾程度大概相当于国民年金法的1级、2级)。但是，有所得限制。

#### ○ 家庭儿童商量室

接受有关儿童的各种烦恼和问题咨询，对发生问题的原因和儿童的健全培育利用专门知识进行调查和判定，并实施对该儿童最合适的指导。

- 咨询日 周一~周五(节日除外)
- 时间 上午8点30分~下午4点
- 地点 “子育支援课”内家庭儿童商量室

\*有关育儿支援的咨询:  
市子育支援课 电话: 72-2111

#### ○ 单亲家庭等的医疗

在家里没有父亲或母亲，或者父亲或母亲有一定的残疾等境况下，到医院看病时自己负担的部分可得到补助，直至孩子满18岁那一年的年度末为止。但有收入限制。

\*有关单亲家庭等的医疗补助的咨询:  
市国保年金课 电话: 72-2111

### ③子育て支援・ひとり親家庭等医療

#### ○ 保育所

保育所は、保護者が仕事や病気などで、昼間家庭で保育できない児童を保育します。

市内には、市立保育所が3か所、私立保育園が9か所あり、就学前の児童を保育しています。

#### ○ 学童保育所

学童保育所は、昼間留守家庭の小学校1年~3年の児童を放課後家庭に代わって、健全に育成する施設です。

- 放課後保育 放課後~午後5時(夏・冬・春休み、学校の代休日は、午前8時30分~午後5時)
- 延長保育 午後5時~午後7時
- 休所日 日曜日、祝日、8月13日~15日、12月29日~1月3日

#### ○ 児童手当

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している人に支給されます。ただし、所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付が支給されます。

#### ○ 児童扶養手当

父又は母のいない家庭や父又は母が一定の障害の状態にある家庭などで、18歳になる年度末まで(障害のある場合は20歳未満)、児童を扶養している人に支給されます。ただし、公的年金を受けていたり、前年の所得が一定額以上ある人は受給できません。

#### ○ 特別児童扶養手当

20歳未満の障害児(障害の程度は、おおむね国民年金法の1級・2級相当)を養育している人に支給されます。ただし、所得制限があります。

#### ○ 家庭児童相談室

児童に関するいろいろな悩みや問題について相談に応じ、問題の原因や児童の健全育成などについて専門的に調査・判定し、その児童に最も適した指導などを行います。

- 相談日 月曜~金曜(祝日を除く)
- 時間 午前8時30分~午後4時
- 場所 子育て支援課内家庭児童相談室

\*子育て支援に関する問い合わせは  
市子育て支援課 TEL: 72-2111

#### ○ ひとり親家庭等医療

父又は母がいない家庭や父又は母が一定の障害の状態にある家庭などで子が18歳になる年度末まで、病院での自己負担分が助成されます。ただし、所得制限があります。

\*ひとり親家庭等医療に関する問い合わせは  
市国保年金課 TEL: 72-2111



④ 纳税、社区公交车

○ 日本的纳税体制

日本の税种有国家征收的国税和县市町村征收的地方税2种。国税主要有所得税、法人税、遗产税、消费税等。地方税主要有县民税、汽车税等县税以及市民税、固定资产税、轻型汽车税等市税。

○ 市、县民税

市、县民税的课税对象为在1月1日当时居住小郡市，并且前一年有收入的人。  
\*前一年有收入的情况下，即使现在没有收入也被征收。  
\*从小郡市迁出的人在当年的1月1日居住小郡市的话，由小郡市进行征收。

○ 固定资产税

固定资产税的课税对象为在每年1月1日当时所有固定资产（土地、房屋、折旧资产）的所有者。房屋新建、重建、扩建、拆除时请向税务课申报。

○ 轻型汽车税

轻型汽车税的课税对象为在4月1日当时拥有摩托车、轻型汽车的人。

\*有关税金の咨询:

- 国 税 久留米税務署  
电话: 0942-32-4461
- 县 税 久留米县税務所  
电话: 0942-30-1012
- 市 税 市税務課 电话: 72-2111

○ 社区公交车

市内分6条线路运行社区公交车。

- 车票 一般（小学生以上）100日元  
幼儿（学龄前儿童）免费
- 停运日 周日、节假日  
12月28日~1月4日  
8月13日~8月15日
- 时刻表、运行线路  
可在市内公共设施及本市网站上确认。  
<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>

\*有关社区公交车的咨询  
市商工、企业立地课 电话: 72-2111

④ 税金・コミュニティバス

○ 日本の税金

日本の税金には、国が課税する国税と県や市町村が課税する地方税があります。国税には、所得税、法人税、相続税、消費税などがあります。地方税には、県税として県民税、自動車税などがあり、市税として市民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。

○ 市・県民税

市・県民税は、1月1日現在、小郡市内に住んでいて、前年中に収入のあった方に課税されます。  
\*現在収入のない方でも、前年に収入のあった方は、その収入に応じて課税されます。  
\*小郡市から転出された方でも、その年の1月1日に小郡市に在住されていた方は、小郡市で課税されます。

○ 固定資産税

固定資産税は、毎年、1月1日現在の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に課税されます。家屋を新築、増改築、取り壊したときは、税務課にお知らせください。

○ 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車を持っている方に課税されます。

\*税金に関する問い合わせは

- 国税 久留米税務署  
TEL: 0942-32-4461
- 県税 久留米県税務所  
TEL: 0942-30-1012
- 市税 市税務課 TEL: 72-2111

○ コミュニティバス

市内を6つのルートに分け、コミュニティバスを運行しています。

- 運賃 一般（小学生以上）100円  
幼児（小学生未満）無料
- 運休日 日曜日・祝休日  
12月28日~1月4日  
8月13日~8月15日
- 時刻表、運行ルート  
市内公共施設や市ホームページで確認できます。  
<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>

\*コミュニティバスに関する問合せは  
市商工・企業立地課 TEL: 72-2111



## 4 使生活更加丰富多彩

### ①小郡的观光景点

#### ○ 小郡官衙遗迹（国家指定史迹）

是奈良时代（7～8世纪）建设的郡衙（郡政府）遗迹，也是九州北部规模次于大宰府的官衙遗迹。在最近的调查中发现了填筑地和双层水沟等遗迹，可知当时具备军事功能，以起到守卫大宰府阻止南方势力的作用。从平成7年（1995年）开始的上岩田遗迹的发掘调查中发现小郡官衙遗迹的前身及同时期的官衙类似的遗构，由此平成12年（2000年）6月重新命名包括上岩田遗迹的史迹，即“小郡官衙遗迹群小郡官衙遗迹、上岩田遗迹”。

#### ○ 松崎宿驿镇

江户时代，松崎在九州藩主上京赴任所经路线上，作为筑后地区重要宿驿镇很繁荣。镇内有一家旅馆名为“油屋”被传说西乡隆盛曾经住过。据庆应元年的古文献，当时镇内旅馆数达26家。

\*有关文化财产的咨询：

市文化财课 电话：75-7555

#### ○ 九州历史资料馆

九州历史资料馆是1973年在太宰府市开馆、后于2010年迁来小郡市的福冈县立的历史资料馆。为了弄清九州的历史及其特点，开展着包括对太宰府史迹进行的发掘调查等在内的各种调查研究。展示室举办各种各样的企划展、特别展，为您介绍对九州及福冈县地区的历史来说有着深远意义的资料。

\*九州历史资料馆 电话：75-9575

#### ○ 城山公园（花立山）

城山公园坐落在海拔130m的花立山山脚。春天开放樱花和杜鹃花，作为市民们的休闲处吸引许多市民。大池塘上小舟飘摇，公园内具有烤肉架，是全家欣赏野游乐趣的最好去处。

\*烤肉台预约

公益社団法人 小郡大刀洗广域高齢者人才中心 电话：73-1881

#### ○ 福童的将军藤

（县指定为自然保护植物）

在福童的大中臣（Onakatomi）神社境内。据说树龄约有650年。南北朝时代的征西将军怀良亲王（Kanenaga - sinnou）受伤时，向此神社祈祷后痊愈，为了表示感谢之念种植此藤树。藤架面积达500平方米，盛开季节在4月下旬至5月上旬期间。

#### ○ 七夕神社

是一座8世纪左右编纂的“肥前国风土记”已有记载的古神社。当地人充满对她的亲爱将它称作“七夕娘娘（Tanabata - san）”。供奉着姬社神（Himekoso no kami）和织女神（Orihime no kami）。过去传说，女孩到此祈求自己的针织女红技法娴熟、姻缘美满，就能如愿以偿。

\*有关市内观光的咨询：

小郡市观光协会 电话：72-4008

## 4 生活を豊かにしよう

### ①小郡市の見所

#### ○ 小郡官衙遗迹（国指定史跡）

北部九州では大宰府につぐ官衙遺跡で、奈良時代（7～8世紀）の郡衙（郡役所）跡。最近の調査で築地や二重の溝などが発見されて、南側の勢力から大宰府を守る軍事的な機能を持っていたことがわかりました。平成7年からの上岩田遺跡の発掘調査で小郡官衙遺跡の前身および並行時期の官衙的遺構が検出されたため、新たに平成12年6月に上岩田遺跡を含めて史跡名称は「小郡官衙遺跡群小郡官衙遺跡・上岩田遺跡」となりました。

#### ○ 松崎宿

江戸時代松崎は、参勤交代の街道筋にあり、九州の主だった大名がここを通り、筑後地域の重要な宿場町として繁栄していました。西郷隆盛が宿泊したとの伝承のある旅籠油屋もあり、慶応元年の古文書によれば、旅籠が26軒あったといわれています。

\*文化財に関する問い合わせは

市文化財課 TEL:75-7555

#### ○ 九州歴史資料館

九州歴史資料館は、昭和48年に太宰府市に開館し、平成22年に小郡市に移転してきた福岡県立の歴史資料館です。大宰府史跡の発掘調査をはじめ、九州の歴史とその特質を明らかにするための多角的な調査や研究を進めています。展示室では、様々な企画展・特別展を開催し、九州や福岡県域の歴史を語る上で意義深い資料を紹介しています。

\*九州歴史資料館 TEL:75-9575

#### ○ 城山公園（花立山）

城山公園は、標高130mの花立山のふもとにあります。春は桜やつつじが咲き乱れ、市民の憩いの場として、多くの市民が訪れています。大池にはボートが浮かび、公園内ではバーベキューの設備もあり、家族連れで遊ぶのには最適な公園です。

\*バーベキュー台のご予約は

公益社団法人 小郡大刀洗広域シルバー人材センター TEL:73-1881

#### ○ 福童の將軍藤（県指定天然記念物）

福童の大中臣（おおなかとみ）神社境内にあります。樹齢約650年といわれており、南北朝時代、征西將軍懷良親王（かねながしんのう）が負傷し、この社に祈って全快され、奉納されたといわれています。棚の広さは500平方メートルにおよび、4月下旬から5月上旬にかけて満開を迎えます。

#### ○ 七夕神社

地元では親しみをこめて「たなばたさん」とよばれています。8世紀頃の「肥前国風土記」にも登場している古社です。祭神は、姫社神（ひめこそのかみ）と織女神（おりひめのかみ）。昔は、裁縫や機織りが上達し、良縁が得られると伝えられていました。

\*市内の観光に関する問い合わせは

小郡市観光協会 TEL:72-4008

#### 4 使生活更加丰富多彩

### ②运动设施、文化设施

#### ○ 小郡运动公园

小郡运动公园设有下列运动设施。

- 田径赛场（电话：75-8856）
- 多功能广场（电话：75-8856）
- 棒球场（电话：75-2373）
- 网球场（电话：75-6041）
- 体育运动广场
- 跑步路

#### ○ 小郡市体育馆

小郡市体育馆里在进行多种室内体育活动：排球、篮球、乒乓球、羽毛球、拳术、柔道、其它。

\* 申请使用和询问：

市体育振兴课 电话：72-2111

#### ○ 文化会馆

文化会馆除大厅（定员 628 人）、小厅（定员 200 人）以外还有茶室等设施。举行音乐会、演戏、放电影等各种活动。

\* 申请使用和询问：

文化会馆 电话：72-3737

#### ○ 图书馆

图书馆出借图书、杂志、连环画刷、用布作的图画书、录影带、CD、DVD、盒式录音带、DAISY（数字无障碍信息系统读物）和连环画等，并进行讲故事活动。

• 开门时间 上午 10 点～下午 6 点  
周五延到下午 8 点

• 休馆日 每月第 1、3 周一  
每月最后周三  
12 月 28 日～1 月 4 日  
特别整理期间

\* 图书馆 电话：72-4319

#### ○ 野田宇太郎文学资料馆

图书馆内设有野田宇太郎文学资料馆。本资料馆收藏小郡生的诗人野田宇太郎用遗嘱赠送的约达 3 万件的资料。

资料内容有：近代文学名著的初版本、文艺杂志以及在他毕生事业的文学散步中收集的贵重资料。除收藏资料外还展示其中部分资料供阅览。

\* 野田宇太郎文学资料馆  
电话：72-7477

#### ○ 终身学习中心

设有可容纳 300 人左右的“七夕”大厅、可作为作品展示场使用的市民画廊、以及圆顶天象厅、研修室和会议室等。

\* 终身学习中心 电话：73-2084

#### 4 生活を豊かにしよう

### ②スポーツ施設・文化施設

#### ○ 小郡運動公園

小郡運動公園には、次の施設がありません。

- 陸上競技場（TEL: 75-8856）
- 多目的広場（TEL: 75-8856）
- 野球場（TEL: 75-2373）
- テニスコート（TEL: 75-6041）
- アスレチック広場
- ジョギングコース

#### ○ 小郡市体育館

小郡市体育館では、バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、空手、柔道のほかたくさんの屋内スポーツが行われています。

\* 利用申し込み・問い合わせは

市スポーツ振興課 TEL: 72-2111

#### ○ 文化会館

文化会館には、大ホール（定員 628 名）、小ホール（定員 200 名）のほか、茶室等の施設があります。コンサートや劇の公演、映画上映等様々なイベントが催されております。

\* 利用申し込み・問い合わせは

文化会館 TEL: 72-3737

#### ○ 図書館

図書館では、図書、雑誌、紙芝居、布の絵本、ビデオ、CD、DVD、カセットテープ、DAISY（デイジー）、絵本パックの貸出やお話し会を行っています。

• 開館時間 午前 10 時～午後 6 時  
金曜日のみ午後 8 時まで

• 休館日 毎月第 1・3 月曜日  
毎月最終水曜日  
12 月 28 日～1 月 4 日  
特別整理期間

\* 図書館 TEL: 72-4319

#### ○ 野田宇太郎文学資料館

図書館内にある野田宇太郎文学資料館は、小郡市出身の詩人野田宇太郎の遺言により寄贈された資料約 3 万点をもとに開館しました。

近代文学の名著の初版本や芸文雑誌、さらに野田のライフワークであった文学散歩により収集された貴重な資料を所蔵し、その一部を展示しています。

\* 野田宇太郎文学資料館  
TEL: 72-7477

#### ○ 生涯学習センター

300 人程度収容の七夕ホール、作品展示場として利用できる市民ギャラリー、天体ドーム、研修室や会議室などがあります。

\* 生涯学習センター TEL: 73-2084



## 4 使生活更加丰富多彩

### ③小郡国际交流协会

#### ○ 小郡国际交流协会

小郡国际交流协会是以“我们能做的国际贡献”为口号而设立的民间团体。通过小郡市的国际文化活动，谋求会员相互的和睦和素质的提高。以发扬市民意识和建设富有活力的城市为目标而展开活动。

#### ○ 活动内容

- ・国际交流、有关国际交流的企划及其运营（国际交流、国际研究会、演讲会、人才派遣事业）
- ・对市民及其它团体的国际交流活动进行参与、协力、支援（支援国际交流团体的活动、接受“家庭寄宿 home stay”，参加各种活动）。
- ・推进国际理解和人才培养、信息收集和发出（支援国际理解教育、日语学习班、世界家常菜学习班、演讲会）。
- ・建设与外国人士共生的空间（开设网站、开展与居住小郡的外国人士交流的活动）。

小郡国际交流协会受小郡市的委托举办日语学习班并为促进国际理解开展着各种活动。

#### ○ 日语学习班

- 面向在市内或近郊居住、上班或上学的外国人士开设日语学习班。
- ・开设期间 4月～7月、9月～12月、1月～3月 每周二 下午7点～8点30分
  - ・地点 小郡市役所北别馆2层大会议室
  - ・班级 初级、中级

#### ○ 促进国际理解的活动

- ・世界各国家常菜学习班、讲演会
- ・为了对外国文化加深理解、生动活泼地进行国际交流，举办料理学习班和讲演会等活动。
- ・举办时期 2月、6月、10月

#### ○ 友谊（Friendship）交流会

- 小郡国际交流协会与小郡扶轮社、小郡国际女企业家与职业妇女联谊会以及小郡市政府共同举行与居住小郡市和近郊的外国人士交流的活动。每年许多外国人士来参加，进行深入交流。
- ・举行日期 12月初旬

#### ○ 家庭寄宿、家庭访问

- 小郡国际交流协会作为会员的活动之一，进行家庭寄宿和家庭访问活动。对外国人士提供体验日本家庭的机会，与接待家庭进行深入交流。

\*小郡国际交流协会

〒838-0198

小郡市小郡 255-1

小郡市役所 企画课内

电话: 72-2111

## 4 生活を豊かにしよう

### ③おごおり国際交流協会

#### ○ おごおり国際交流協会

おごおり国際交流協会は、「私たちにできる国際交流」をスローガンに、小郡市における国際文化活動を通じ、会員相互の親睦と資質の向上を図り、市民意識の高揚と活気あるまちづくりを目指す民間団体です。

#### ○ 活動内容

- ・国際交流、国際協力に関する企画および運営（国際交流、国際セミナー、派遣事業）
- ・市民および他団体との国際交流活動への参加、協力、支援（国際交流団体の活動支援、ホームステイ受入、イベント出店）
- ・国際理解の推進と人づくり、情報収集、発信（国際理解教育支援、日本語教室、世界の家庭料理教室、講演会）
- ・外国人とともに暮らす地域づくり（ホームページの開設、在住外国人との交流活動）

おごおり国際交流協会では、小郡市より委託を受け、日本語教室と国際理解推進事業を行っています。

#### ○ 日本語教室

- 市内または市の近郊に在住、在勤、在学の外国人のために日本語教室を開設しています。
- ・開設期間 4月～7月、9月～12月、1月～3月 毎週火曜日 午後7時～8時30分
  - ・会場 小郡市役所北別館2階大会議室
  - ・クラス 初級、中級

#### ○ 国際理解推進事業

- ・世界の家庭料理体験教室、講演会
- ・外国文化への理解を深め、楽しく交流していただくために、料理教室と講演会を開催します。
- ・開催時期 2月、6月、10月

#### ○ フレンドシップ交流会

- おごおり国際交流協会では、小郡ロータリークラブ、国際ソロプチミスト小郡、小郡市の共催で、小郡市や市の近郊に在住の外国人の方との交流会を開催しています。毎年多くの外国人の方が参加され、交流を深めています。
- ・開催時期 12月初旬

#### ○ ホームステイ、ホームビジット

- おごおり国際交流協会では、会員の活動の一つとして、ホームステイ、ホームビジットの受入れを行っています。日本の家庭を体験していただき、ホストファミリーとの交流を深めます。

\*おごおり国際交流協会

〒838-0198

小郡市小郡 255-1

小郡市役所 企画課内

TEL: 72-2111



## 5 主要公共施設

### 小郡市の施設

小郡市役所	小郡 255-1	72-2111
小郡市体育館	大板井 279-1	72-2111
小郡市网球场	大保 392	75-6041
小郡市文化会館	大板井 136-1	72-3737
小郡市埋蔵文物調査中心	三沢 5147-3	75-7555
小郡市棒球场	大保 427-1	75-2373
小郡市田径赛场	大保 444	75-8856
小郡市立图书馆	大板井 136-1	72-4319
野田宇太郎文学資料館	大板井 136-1	72-7477
小郡市人权教育启发中心	小郡 296	80-1080
小郡市総合保健福祉中心“ASUTERASU”	二森 1167-1	72-6666
小郡市终身学习中心	大板井 1180-1	73-2084
味坂校区公民館	下西鰯坂 253-1	73-3858
御原校区公民館	稻吉 437-11	72-9038
小郡交流中心	寺福童 859-51	72-2846
三国校区公民館	三沢 4196-1	75-3392
立石校区公民館	干潟 2056-1	73-2768
希个丘 Nozomi-gaoka 生楽館	希个丘 5-2-17	75-6607
东野校区公民館	三沢 83-1	75-7066

### 小郡市の有关施設

小郡市社会福祉協議会	二森 1167-1	73-1120
小郡大刀洗广域高齢者人才中心	福童 688-1	73-1881
三井水道企業団	松崎 753-2	72-5106

### 警察机关

小郡警察署	大板井 234-1	73-0110
味坂派出所	上西鰯坂 177-2	72-1102
駅前派出所	祇園 1-13-12	72-2810
干潟派出所	干潟 1111-7	72-5109
松崎派出所	上岩田 1066-1	72-2501
三国派出所	三沢 4665-3	75-1107

### 消防机关

三井消防署	大板井 279-2	72-5101
三国出張所	三沢 4626-5	75-3335

## 5 主な公共施設

### 市の施設

小郡市役所	小郡 255-1	72-2111
小郡市体育館	大板井 279-1	72-2111
小郡市テニスコート	大保 392	75-6041
小郡市文化会館	大板井 136-1	72-3737
小郡市埋蔵文化財調査センター	三沢 5147-3	75-7555
小郡市野球場	大保 427-1	75-2373
小郡市陸上競技場	大保 444	75-8856
小郡市立図書館	大板井 136-1	72-4319
野田宇太郎文学資料館	大板井 136-1	72-7477
小郡市人权教育啓発センター	小郡 296	80-1080
小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」	二森 1167-1	72-6666
小郡市生涯学習センター	大板井 1180-1	73-2084
味坂校区公民館	下西鰯坂 253-1	73-3858
御原校区公民館	稻吉 437-11	72-9038
小郡交流センター	寺福童 859-51	72-2846
三国校区公民館	三沢 4196-1	75-3392
立石校区公民館	干潟 2056-1	73-2768
のぞみがおか生楽館	希みが丘 5-2-17	75-6607
東野校区公民館	三沢 83-1	75-7066

### 市の関連施設

小郡市社会福祉協議会	二森 1167-1	73-1120
小郡大刀洗広域シルバー人材センター	福童 688-1	73-1881
三井水道企業団	松崎 753-2	72-5106

### 警察機関

小郡警察署	大板井 234-1	73-0110
味坂駐在所	上西鰯坂 177-2	72-1102
駅前交番	祇園 1-13-12	72-2810
干潟駐在所	干潟 1111-7	72-5109
松崎駐在所	上岩田 1066-1	72-2501
三国交番	三沢 4665-3	75-1107

### 消防機関

三井消防署	大板井 279-2	72-5101
三国出張所	三沢 4626-5	75-3335

## 5 主要公共设施

### 邮局

小郡邮局	小郡 291-1	72-4494
味坂邮局	八坂 566-2	73-2505
小郡駅前邮局	小郡 1092-7	73-2132
小郡大保邮局	大保 1537-27	72-7918
小郡三国个丘邮局	三国个丘 1-89-1	75-4480
松崎邮局	松崎 811-1	72-2542
三国邮局	横隈 1832-6	75-3592
御原邮局	稻吉 568-1	73-2515

### 高中

小郡高中	三泽 5128-1	75-1211
三井高中	松崎 650	72-2161

### 初中

大原初中	小郡 772	72-2027
小郡初中	寺福童 668	72-1103
立石初中	吹上 1045	72-2603
宝城初中	八坂 26-1	72-2417
三国初中	美铃个丘 5-15-1	75-3820

### 小学

味坂小学	八坂 456-1	72-2406
东野小学	小郡 2409-4	73-1780
大原小学	大保 1394	72-5500
小郡小学	小坂井 288	72-3044
立石小学	吹上 968-2	72-2543
希个丘小学	希个丘 5-2-17	75-7011
三国小学	力武 1012	75-2312
御原小学	二夕 316	72-2711

### 公立幼稚园

小郡幼稚园	小郡 1600-2	72-5501
三国幼稚园	三国个丘 6-72	75-1108

### 公立保育所

三国保育所	三泽 4130-1	75-5031
御原保育所	二夕 1513	72-5100
大崎保育所	大崎 828-1	72-8337

### 护养学校

福岡県立小郡特別支援学校	下岩田 2341-3	73-3437
--------------	------------	---------

## 5 主な公共施設

### 郵便局

小郡郵便局	小郡 291-1	72-4494
味坂郵便局	八坂 566-2	73-2505
小郡駅前郵便局	小郡 1092-7	73-2132
小郡大保郵便局	大保 1537-27	72-7918
小郡三国が丘郵便局	三国が丘 1-89-1	75-4480
松崎郵便局	松崎 811-1	72-2542
三国郵便局	横隈 1832-6	75-3592
御原郵便局	稻吉 568-1	73-2515

### 高等学校

小郡高校	三沢 5128-1	75-1211
三井高校	松崎 650	72-2161

### 中学校

大原中学校	小郡 772	72-2027
小郡中学校	寺福童 668	72-1103
立石中学校	吹上 1045	72-2603
宝城中学校	八坂 26-1	72-2417
三国中学校	美鈴が丘 5-15-1	75-3820

### 小学校

味坂小学校	八坂 456-1	72-2406
東野小学校	小郡 2409-4	73-1780
大原小学校	大保 1394	72-5500
小郡小学校	小坂井 288	72-3044
立石小学校	吹上 968-2	72-2543
のぞみが丘小学校	希みが丘 5-2-17	75-7011
三国小学校	力武 1012	75-2312
御原小学校	二夕 316	72-2711

### 公立幼稚園

小郡幼稚園	小郡 1600-2	72-5501
三国幼稚園	三国が丘 6-72	75-1108

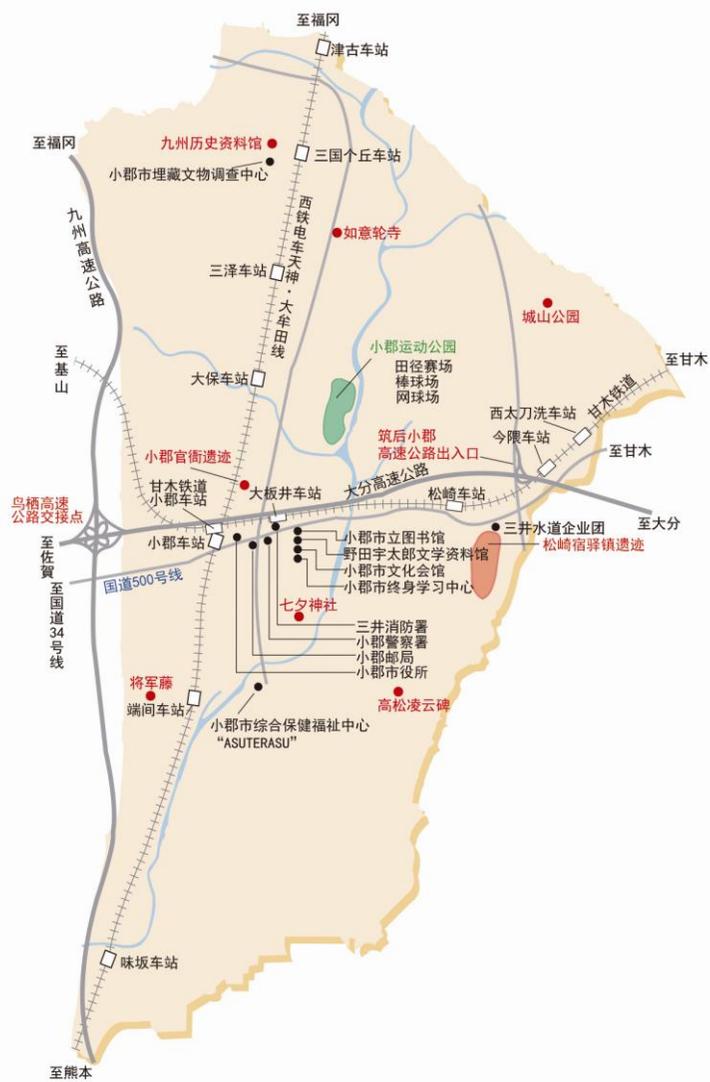
### 公立保育所

三国保育所	三沢 4130-1	75-5031
御原保育所	二夕 1513	72-5100
大崎保育所	大崎 828-1	72-8337

### 養護学校等

福岡県立小郡特別支援学校	下岩田 2341-3	73-3437
--------------	------------	---------

## 6 图解地图



## 6 イラストマップ



